

平成 30 年度 第 1 回 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会会議録	
日 時	平成 31 年 3 月 4 日 (月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 55 分
開催場所	横浜市中心卸売市場本場 3 階研修室
出席者	中川委員・山下委員・芦澤委員・石井委員・布施委員・永井委員・荒木委員 (計 7 人)
欠席者	なし
開催形態	公開 (傍聴者 1 人)
議 題	(1) 会長及び副会長選任 (2) 取引規制の見直しについて
決定事項	議題(1) 会長に中川委員、副会長に山下委員をそれぞれ選出
説明事項 確認事項	議題(2) 取引規制の見直しについて事務局から説明の後、審議 次回の委員会で諮問、討議することについて確認
資 料	1 次第 2 委員名簿 (資料 1) 3 座席表 (資料 2) 4 卸売市場法改正の概要 (資料 3) 5 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の概 要及び骨子 (資料 3 - 1) 6 改正卸売市場法関係法令三段表 (資料 3 - 2) 7 改正卸売市場法施行規則様式抜粋 (資料 3 - 3) 8 市場取引委員会で検討が必要な事項及び業界意見一覧 (資料 4)

議 事

【開会】

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

【議題 1：会長及び副会長の選任】

会長に中川委員を選任。副会長に山下委員を選任。

【議題 2：取引規制の見直しについて】

卸売市場法の改正の概要並びに当委員会で審議し見直すべき取引規制の内容及び業界の意見について、資料 3 及び資料 4 により事務局から説明。今回の委員会においては諮問をせず、次回の委員会で諮問し討議のうえ、次回以降に答申することについて確認した。

＝質疑等＝

<事務局から配布資料についての説明の後、資料 3 により、市場法改正について説明>

中川会長： 質疑・意見があれば、いただきたい。

芦澤委員： 特にない

石井委員： 特にない

荒木委員： この委員会は、運営方式が決まってからにすべきではないか。

布施委員： 資料 4 について不十分、わかりにくい。過去に実施したヒアリングにおける開設者の考え方や業界の意見を資料としてつけてほしい。資料 4 は簡略化している。

事務局： 次回突っ込んだ議論をしていただくので、その際に提供することを考える。今回はこの資料でご議論いただきたい。

中川会長： この委員会は次回以降もあるようなので、次回詳しい資料を付けていただきたいということを要望として事務局に受けていただく。

永井委員： 荷受け、仲卸がお互いの立場を尊重しあうということの中で第三者販売の禁止、直荷引き、受託拒否の禁止など大きな問題があって、皆さんそれぞれの立場でわかったということで、新しい改正法の下での議論をしていこうということで、いいことではないか。

山下副会長： 資料 3 の「卸売市場法の改正の目的」に「合理化」という言葉があるが、これはどこから来たものか。「法律案の概要」には市場を食品流通の核として堅持とある。堅持と合理化は相反するのではないか。また同じ資料の「卸売市場法改正概要」取引規制の中の取引に関する公表に、取引結果に加え、「取引条件」が加わっている。法は全体として規制緩和の方向であるのに、規制が加わるのは何か理由があると思うが、教えてほしい。

事務局： 資料 3-1 は国がまとめたものだが、法案の概要の「背景」に「卸売市場を含めた食品流通の合理化」、また、市場法の改正に併せて実施される食品流通構造改善促進法の改正

の中に「食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める」、「食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する」などの文言があり、ここから「合理化」という考え方を採ったもの。国では、市場法を廃止というような議論までもあったが、最終的には市場は「今後も食品流通の核として堅持」という立場に至った。

また、市場の公開性の担保、民間の事業者も参入できるということ、出荷者を含めた市場の取引関係者が市場を利用するのか否かということの判断材料として、市場における取引条件を公表しようというのが国の考え方の基本になっている。つまり市場の公開性をより高めようということで、取引条件も一定の範囲まで公表することが法律・施行規則で定められたということ。

中川会長： 取引条件別に結果を公表するという事なのか。

事務局： 結果だけではなく、例えば受託の手数料、出荷奨励金の支出条件なども含めて、いろいろなものが規則に定められている。

中川会長： その下にアンダーラインの引いてある「高い公共性を満たす必要がある」ということか。国の税金を使っている以上、そのようになるか。

事務局： そういうことと思われる。今回、民営化ということもあり得るので。

中川会長： 山下委員、よろしいか。

山下副会長： わかりました。

<「市場取引委員会で検討が必要な事項及び業界意見」(資料4)について事務局から説明>

山下副会長： 資料の最初に「項目」と書いてあるが、内容を表すには「削除された規制」とすべきではないか。「既定の趣旨と検討点」は国の趣旨と検討点。「検討の方向性」は市の方向性。取扱い物品の「検討点」前段は市の意見で、括弧書きは国の意見ではないか。

中川会長： 既定の「趣旨と検討点」は条例の趣旨に対するものではないか。現条例は卸売市場法に基づいて作られているので、事務局としては現条例でこうだからということであって、ここで国の制度の議論をするわけではない。条例改正のための議論の元となるものなので、それはここで確認しておきたい。「項目」のところはわかりやすい表現を考えていただきたい。

事務局： 承知しました。

布施委員： 「検討の方向性」というのはまさに横浜市の考え方、横浜市の案という事でよいのか。

事務局： 案といえば案だが、これで行くというのではなく、議論のためにこういった考え方はいかがかということをお示ししたものだ。

布施委員： 「検討の方向性」についてだが、最初は意見交換のための「開設者の考え方」として出された。先日の意見調整会議で「見直し後の考え方」として出されたのが（「卸売りの相手方の制限」の部分）、四番目の点が新しく付け加えられた考え方。横浜市の案なので、「検討の方向性」ではわかりにくい。横浜市の案ということでよいのか。

事務局： いいです。

布施委員： 我々は意見交換の時、この四番目については反対であると言った。販売先が未定で開拓のためとか、お試しでスポット的にやってみるといのもよいのでは、という案が新しく出てきた。第三者販売という規定は市場法にはない。本来の取引の例外規定だ。例外的なものが次第に増えてきた。我々としては、仲卸、買参人以外の第三者に売るといこと

は業界のためには必要だというのであれば認めていこうと。全部オープンにして出そうと。そうすることですべて買受可能者となるので、事実上第三者販売はなくなる。ところが、新しい第三者販売的な概念を出してきた。お試して取引可能者でない者が買えるという規定を作ろうとしている。これからは、すべて取引可能者になればよいというのが我々の考え。ただ、実際は卸さんも、与信もない、回収の見込みもない人には売らないと思う。それはちゃんとノミネートして取引参加者にしてから売すべき。そうすればだれに売ったかわからないようなものはなくなるというのが我々の考えなので、第三者販売は事実上 OK。オープンにして第三者販売ではなくしようということ。我々の考えはまとめて出している。次回はきちんと出して議論してもらいたい。基本的にはスポット（仮の販売）は本来の新しいルールをないがしろにするものであるから、やめてもらいたい。

事務局： この四番目については、開設者に取引結果を報告するというので、自動的に市場の中にはオープンになるということなので、オープンになるということ前提にしている。

布施委員： 買える人買えない人が決まっているというのが卸売市場ではないか。そういうルールで行こうということを行っている。突然来た人が買えるというのはルール違反だということ。

芦澤委員： スポット販売についてだが、今の規定で言うと、すべてに対して取引の契約締結者であったり、代金決済機構参加者であったりということ、初めてこの市場での取引ができる買受人としてスタートする。荷受けの場合にはサンプル出しということがある。スポットというのはサンプルも含めている。ただし無償ではなく有償サンプルの売り上げの場合もすべてここに当てはめると、お客が逃げてしまうという意味。

布施委員： 例えば車を運転するには免許が必要。仮免というのも免許。無許可無免許というのは違うのでは、という考え方だ。恣意的にスポットを増やすということも可能ではないか。そこはルールとして不完全に過ぎる。

芦澤委員： 取引契約の代わりに何かを、ということ提示した。社内的には年に一度与信枠を設定する。その中でやっていくうえで、社内的には、スポットであっても、買付申請と売買申請のようなものを社内で審査をしたうえでやっていく。本契約をできないようなところには、サンプル出ししない。社内では与信を含め承認を得ている。取引契約に代わるものをそこに代用として加えてもらえないか、ということ。

布施委員： それはよくわかる。社内的な与信とか契約は社内の問題。市場の取引参加者はどういう規定で認可されるかはこれから詰める話だろう。

事務局： そうです。

布施委員： どの段階かは別として、この人は取引参加者です、と表明することは市場として共有するのであれば私はいいと思う。それが無いとルールはあって無いようなものになる。

芦澤委員： 政府は最初に市場不要論を出してきた。その要因は何かというと市場経由率が落ちて、2年前には50%になっていた。市場は必要ないのではということからスタートしていた。そこで農水省と全水卸が「とんでもない」と。公正な取引の場所ということを考えて市場は残してもらわないといけない。それが何度かの話し合いの中で政府には伝わった。それではどうすれば市場が活性化するかということで、農水省はこの規制を緩和して、各市場の特徴を見た中でやっていけばどうか。つまり各開設者が業務条例を決めて自由化していったらどうかというのが根本だと思う。

布施委員： よくわかる。経由率が下がり、これではだめだと。もっと上乘せしようというところで私も議論に参加している。最初に「合理化」という言葉を見た時に、国鉄の首切りのようなことを思い出し、違和感を覚えた。言っているのは新しいものに変えていくという意味での合理化だと思う。私も自分たちの利益や既得権を守ろうというところで発言しているわけではない。やはり、市場の取扱量を増やすという観点で、未来志向でやるべきだということ議論をしている。既得権にこだわるつもりもなく、最終的には市場がよく

なって、仲卸がなくなるということもあり得るという人もいるかもしれないが、仲卸という機能は、市場は物流センターではないので、まだまだ必要だ。今までの第三者販売はグレーで、何をされているかわからない。農水省の市場室によると第三者販売は全国の市場で2～3割に増えているとのことだが、第三者販売の実態は何なのかということを見てもよくわからない。横浜市に聞いてもよくわからない。取引データをそのまま受け取っているだけで、ほとんど「残品のおそれ」という項目だ。芦澤委員がよく言うように、原材料の提供、市場間連携は当然大事だし、我々仲卸が取引できないところにどんどん売っていただきたいと思っている。そういう意味では規制緩和で自由化だ。ただ、手続きとかルールをしっかりと公明にしないと、今までのわからない第三者販売がまた出るだろう。悪用する者もいるだろう。

芦澤委員： 荷受けは兼業業務が40億から50億ある。兼業業務は基本的に市場を通らないから売上高使用料も1000分の2.5も取られないで、市場の取扱いとは別に動いている。ところが横浜の市場は兼業業務を作らないようにしようということをやっている。兼業業務を入れたら第三者販売の割合はどうなるか。農水省は兼業業務を外したカウントをしている。旧法の第三者販売禁止規定の抜け道として兼業を使っていることもある。横浜市場の場合は兼業を少なくし、オープンにしましょうということなので、ご理解いただきたい。

石井委員： 芦澤委員が言うのは、「最初に全部登録しなければ売れない」だと広がりがない(ということ)。だから、サンプルでもスポットでもいいが、我々はそれを秘密にするつもりはない。当然届ける。ただ、最初に全部届けなければならぬのなら、すべての水産物業者をあらかじめ届けなければならず、それはできない。

布施委員： それは極論だ。私が言っているのは、この人は取引するかもしれないというのなら、取引可能者に挙げればよい。1週間程度で即挙げればよいのであって、突然来て買うということはないだろう。

石井委員： 突然来て買うことは十分考えられる。

布施委員： そのためにこういうルールがあるのだからしてくれ、とすることはできるだろう。

芦澤委員： 現実としてある。その時に「こういうルールだからすぐには売れない」と言えば、二度と横浜には寄らなくなるだろう。そういう場合は現実に多々ある。

布施委員： それはレアケースだろう。

芦澤委員： いや、ある。

布施委員： それは対応の仕方だ。方法はいくらでもあるだろう。

石井委員： その方法をしたくはないから、こういう提案なのだ。

芦澤委員： 契約締結者、代金決済機構加入者というのは原則論としてはいい。ただし、例外としてこういう場合にはこれが、というものを提案していただきたいということだ。

布施委員： それならそれも制度化していただきたい。新しい第三者販売ができるのだから新しい制度が必要だ。

事務局： 届出というのは事前届出をイメージしている。契約を結んでいるところ。スポットというのは事後届出。与信をして社内処理をするものを事前に出すのは難しい。例えば昨日来たものを今日こちらで処理して受理ということとはできない。あくまでも社内で与信処理をしたものは事後届出をして、それを公開する、という意味で「開設者に取引結果を報告」という書き方をした。報告とは事後届出をして、当然それを場内で共有するという考え方。基本は事前だがこういうスポットについて事前は無理なので事後届出ができるようにということ。条例の書き方をどうするかは、今後工夫しなければいけない。事前と事後は分けざるを得ない。

布施委員： 事後届け出をした後、その業者はどうなるのか。

事務局： 正式に契約を結んだ場合には正式に届出をしてもらう。

布施委員： お試しだけで終わってしまうという場合もあるか。

事務局： 卸さんの契約が成立しなければ、しなかったという報告をもらえばいいと思う。

芦澤委員： サンプルを出したが、結局取引がなくなるということは十分あり得る。

石井委員： 社内的には与信はとる。

事務局： 与信なしはやめていただきたい。

山下委員： 第三者販売で思うことが三点ある。

一つ目。第三者販売という例外規定が許されるというのが残品処理というのがあったので、それはあり得るだろうが、継続的に残品処理というのはよくない。

二つ目。災害等の緊急時という項目があってもいいのでは。そういう時に与信だなんだと言っている場合ではない。市民に供給するべき。横浜だけでなく隣の市へも。

三つ目。紙一枚で一日のうちに契約行為がなされれば認められる。実際には売買参加者になるのに審査などで1週間以上かかるのでは、ということでみんながこの市場から離れていってしまう。ということでスポットはダメだとか事後はダメだとか言うところぐる回りになってしまうので、どこかで妥協が必要だ。重要なのは市場に儲けが出るかであって、合法であるかはどうでもよい。それでまずければ後で条例を変えればよいというくらいに考えている。

スポットで売るのはいけないということであれば、例えば買参人の人にちょっとと言って買ってやるとか。できないというのは行政に何か理由があるのであってそこを改正すべき。

中川会長： 卸、仲卸の間の発言趣旨のずれというものがあるようだ。今のやり取りを受けて、山下委員の指摘も参考にして、事務局には次回の時にもう少し資料をまとめていただきたい。各地方の卸売市場のHPを見ていると第三者販売禁止と言いながら第三者販売の定義が違ふようだ。市場で取引できないとなれば外に本社を作ってホールディングスを作って、とすると卸売市場法が適用できなくなる。一覧表に危険性などリスクの部分も加えるなど問題点を整理してほしい。ということでよろしいか。

<一同異議なし>

中川会長： 商物一致の原則についてはいかがか。

布施委員： 市場に荷が集まらなくなる可能性があるという観点から、商物一致の原則はとりあえず維持。ただ、複雑な物流が増え、例えば北海道のものを九州に運ぶということもあり、わざわざ市場を通すこともないだろうということも含め、認められるものは認めよう。ただ、原則を外すとそれがどういう取引でどういう内容なのかが全く分からなくなる。なので、それを公明に「見える化」してもらいたい。今、物流が進化しており、認めるべきものは認めるが、最終的に市場に荷が集まらず、価値の評価や価格形成がなされないような状況になるのは卸売市場としてはまずい。なので、原則は商物一致の維持だが、そこから例外規定を設け、ルール作りをしていこうという立場。特定のところに安いいものを送り込もうというような戦略もあり得るが、できるだけ市場に荷が集まる構造にするべき。

石井委員： 商物一致ではないものはどういうものかという、受託品は全く関係ない。荷主がこういうものがあるがどこかに売れないか、あるいは、買う側がこういうものをこれくらいこの値段でほしい、という要望があって初めて市場外の流通が出てくる。だから、仲卸さんが欲しいといったものを右から左に流すということはない。

布施委員： 物流全体が見えないとわからない。

石井委員： 公開するのは構わない。

布施委員： 疑うわけではないが、「仲卸はそこでじっと待っているから、こちらに優先的に流そう」ということもあるのではないかと疑心暗鬼になる。

石井委員： そういうものがあれば、我々がまず最初に紹介するのは、仲卸さん、買参人。それは間違いない。その方がこちらもはるかにやりやすい。

芦澤委員： 従来、市場外指定保管場所の申請を関東農政局に出していた。たとえばこういう例がある。冷蔵庫に入っているものを名変した、その冷蔵庫を市場外指定保管場所として申請する、許可を得て初めてできる、それに代わる申請を市の方に出すのか。今までは関東農政局は「ここはダメだ、認められない」という場合が多く、市を経由してのやり取りで時間が経過していった。それに代わるものを市に申請するのであれば簡便になる。

中川会長： 商物一致について議論しているが、商物一致についてのイメージがそれぞれ違うようだ。食品流通の分野で商物分離といえば、電子化とか e コマースとか、受発注システムの導入とかいう話がセットで出てくる。そういう議論をしないで、今のありようを商物分離といっても無理がある。コストがすごく高くなる。合理化ということ言えば、例えば受発注システムを入れて EDI を入れることでどれだけコストが下がるのか、というレベルでの合理化を議論すべきだろうということ。ここで議論しているのはレベルが違う気がする。商物分離というのをどう考えているのかということ卸、仲卸にもう一度ヒアリングしてほしい。このままの商物分離はあり得ないと思う。外の常識だと、ここに電子化が必要。そのうえでチャネルの機能の合理化を追求していかなければならない。卸と仲卸の商物分離のイメージが違うような気がする。条例改正まで行く話なので慎重にいきたい。市場の根幹を揺るがす話になりかねない。市場の発展がゴールラインであれば、お互い何を考えているのか、もう少し出し合ってみないか。

山下副会長： 商物一致なら市場を使うので使用料を取れるが、電子取引になれば市場を使わないのだから、使用料をとるのは理由がなくなるのでは。合理的理由が必要。

布施委員： 開設区域内では当然対象だが、開設区域外の兼業では取らない。なぜかという市場施設を使ってないからという理屈だ。今度の新しい考え方では、横浜市の市場の中に会社があって横浜市の卸として営業しているので、兼業も含めてすべての売りに使用料が賦課されるべきでは、という考えを出してきている。基本的には私も賛成だ。そうすると、ほかで兼業でやっているところと競争できないではないかという話が荷受けさんからあった。兼業を含めれば使用料は増える。全体が増えるのだから率を下げるなどという話し合いをすればいいのではないか。要するに市の土地で市の建物の中でやっているので、外でやった取引は関係ない、ということにはならないのではないか。

中川会長： これも先送りしないか。ちょっとイメージが違う。商物分離についても、皆さんもう少し勉強してほしい。今払っている使用料に対して、商物分離の段階で払うものというのは別レベルの話になる。だからこそ今、外の食品卸が苦しんでいる。いろいろあるので、もう少し時間をもらいたい。
直荷引きについてはいかがか。

布施委員： 基本的に卸さんが荷を引いてくれれば問題はない。卸から買うという前提で我々はいる。ただ、それではできないので、直荷引きをせざるを得ない。ということで規定に基づき届け出て使用料も払う、ということはやむを得ないのではないかと、というのが我々の意見。我々としては受託は考えないし、使用料も取ってくれと。隠れたりすることはないように、そこは横浜市がきっちり捕捉してください、ということを行っている。ただし、中には豊洲に行って捨て物を安く仕入れている者がいるということは聞いている。それはむしろ卸さんがそういうものを供給できないものかと、そういう努力もしていただければと思う。基本的にはそういうスタンス。卸さんが全部引いてきてくれれば直荷引きはしない。私はマグロを扱っているが、マグロは上場されるだけでは足りないので、豊洲から荷受けを経由して買ったり、三崎から半分以上買っている人もいる。それは卸の力

が足りないからで、そこを是正してもらえば直荷引きはなくなると思う。

中川会長：これは古くて新しい問題なので、卸さんも言いたいことがあるのでは。

芦澤委員：例えば豊洲は基本的にロットが多いから、上（上物）の値を上げて投げ物は安く売っても、平均単価はある程度の価格になる。そうすると出荷者も納得する。ところが、今の横浜のロットでは、投げ物を出しているようだと出荷者は納得しない。いろいろ問題はあ

る。

中川会長：これは前々から抱えている問題。しかも半径一時間以内の近くにたくさん卸売業者がいる。なんらかのルール — 今もルールはあるが — 実効性のあるルールを作らないといけないと思う。今の話を問題提起として次回に引き継いでいただきたい。

中川会長：せり物品については、卸さんも仲卸さんも特にないか。

山下副会長：せりをなくす方向に賛成なのか、現状のままがいいのか、確認したい。

布施委員：せりは重要な仕組みなので、これはできるだけ残していきたい。ただ、すべてがせりというのは非効率。今まで条例その他で決められていたものを内部規定というか、場内の卸、仲卸、横浜市で、これはせり、これは全量せり、これは半分とかという規定を柔軟にできればいいと思う。せりというのは卸売市場の代名詞みたいなものなので、きっちり残していかなければならない。

芦澤委員：同感だ。

石井委員：せりで問題になるのは量販対応。せりをすると時間が決まる。全員が集まらなければならない。せりが終わってからだと間に合わない。だから、全量せりというのは難しい。ただ、一部の魚についてせりをするのはいいだろう。

中川会長：この論点が出てきたのは、従来の卸売市場が業種対応の卸売市場だったものが業界対応の卸売市場に変わらないからということで、ここの方面の規制緩和などの論点があったのだと思う。ますます業種店がなくなって業界店が主流になっていくか、という見通しについては今のところわからない。ただ、卸売市場の客が減ってきているということは業種店が減っているのだろうという気はする。そのあたりの問題が根底にはあるが、現時点で両者が支障がないということであれば、開設者から調整のあった検討の方向性で認めていただけるのならこれは納めたいと思う。

永井委員：せりなので、荷受けと仲卸の問題。我々は品物がうまくそろっていないと困る。我々がこの市場に買い出しに来るということは我々の生命線だ。品ぞろえにはせりも必要。時間の問題などいろいろな問題は両者で話し合っていたきたい。

荒木委員：私には全然関係のないこと。

布施委員：検討の方向性のところに「せりに参加できる者の承認制度」というのがある。今、仲卸と買参がせりに参加するという状態。第三者の買受可能者、取引参加者には、せりのリズムとか経験ということからすると、不適切だと思う。そこは慎重に考えていただきたい。

中川会長：そのあたりを受け止めて、事務局で案を工夫してほしい。

事務局：わかりました。

中川会長：取扱品目については、いかがか。

荒木委員：現状でも条例では取扱品目以外をあつかってもよい。罰則規定がないので何を売ってもよい。なので、このままでよろしいのでは。

中川会長：花というのは、何を指して花なのか。食用の花か。

事務局　：　本場の全部のことなので。

中川会長　：　青果のことか。では、これはこれでいいということですね。
次回、もう少し問題の焦点が絞れたようだ。第三者販売の禁止、商物一致、直荷引きの三
点でもう少し揉んでみよう。よろしいか。

<一同異議なし>

事務局　：　次回 6 月に具体的な内容で討議いただき、並行する開設運営協議会の答申も合わせて
12 月の市会に提案させていただく。